

令和２年度講師養成研修「講師養成Ⅰ」業務委託

企画コンペ実施要領

1 目的等

東京都水道局（以下「当局」という。）では、内部の研修講師の担い手を養成するため、次年度以降の研修講師予定者に対し、講師養成研修「講師養成Ⅰ」を実施している。

同研修は、研修講師となる職員のより高い講師スキルの習得を目指すため、効果的なプレゼンテーション技法の基礎やインストラクション技術の基礎の修得を目的としており、この企画コンペは、この目的に合致し、最も効果的に業務を遂行できる同研修の企画提案を募集するものである。

2 契約件名、業務概要、履行場所及実施時期

別添仕様書（案）のとおり

3 応募資格等

次に掲げる全ての条件に該当すること。

なお、応募後に資格を満たさなくなった場合又は応募時にこれらの条件に関し虚偽の申告があった場合は、失格とする。

- （１）応募時において、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱又は東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- （２）応募時において、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- （３）応募時において、地方自治法施行令１６７条の４に規定する者に該当しないものであること。

4 企画コンペの参加方法

企画コンペへの参加希望者（以下「応募者」という。）は、令和２年２月１３日（木）午後５時００分（以下「コンペ参加申込期限」という。）までに「令和２年度講師養成研修「講師養成Ⅰ」業務委託に係る企画コンペ参加申込書」に必要事項を記入し、次のファクシミリ番号へファクシミリにより参加申込みをしなければならない。

（ファクシミリ番号）

東京都水道局研修・開発センター研修課 ０３－５４８３－２６３９

※ファクシミリ送信時は、送信前に必ず次の電話番号へ電話連絡すること。

(電話番号)

東京都水道局研修・開発センター研修課 03-5483-3508

5 質問及び回答

応募者は、この企画コンペに関する質問をすることができる。質問は、コンペ参加申込期限までに、4のファクシミリ番号にファクシミリにより質問事項を送付することにより行うものとする。様式は任意とする。

質問に対する回答は、応募者全員に対し、コンペ参加申込期限後にファクシミリにより回答する。

6 提出書類等

4の規定に従い申込が完了した応募者は、(1)の企画書等を(2)の期限までに提出するものとする。

なお、(1)の提出書類の全部又は一部が提出されなかった応募者については、失格とする。

(1) 提出書類

ア 企画書(企画の要旨、作業スケジュール、実施体制等) 7部(うち6部については、応募者名及び応募者名を連想させる記述を削除すること。また、当局との契約実績についても、記載しないこと。)

イ 会社概要(既存の冊子で可) 1部

ウ 平成31・32年度東京都物品買入れ等競争入札参加資格受付票(無い場合は3か月以内に発行された法人登記簿及び印鑑証明書) 1部

エ 最新の決算報告書等の経営状況が分かる資料 1部

(2) 提出方法、期限等

令和2年2月20日(木)(必着)までに持参、郵送又は信書便により提出すること。事故等不測の事情による不到着の場合でも、期限後の提出は認めない。

持参の場合は、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項の休日を除く日の午前9時から午後5時まで(午前12時から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

提出場所は次のとおり。

(提出場所)

〒158-0085

東京都世田谷区玉川田園調布一丁目19番1号

東京都水道局研修・開発センター研修課

7 企画書の詳細

(1) 件名

令和2年度講師養成研修「講師養成Ⅰ」業務委託企画書

(2) 内容

次の事項が盛り込まれていること。

- ア 研修の目的
- イ 研修の科目構成及び研修実施手法
- ウ 研修修了後に見込まれる効果
- エ 見積額とその内訳
- オ 実施体制
- カ 同種又は同類の講師実績
- キ その他応募者の企画内容を説明するために必要なこと。
- ク その他他の事業者と差別化する要素があれば記載すること。

(3) 企画書の体裁

体裁字体等内容の様式は問わないが、A4判横長で両面印刷（長辺とじ）とし、装丁は環境に配慮した簡易なものとする。

(4) その他

提出する企画書は、実際に講義を行うことができる内容であること。企画書と実際の講義とが乖離していないこと。

8 企画コンペの審査会実施

(1) 審査は、企画提案審査会（以下「審査会」という。）におけるプレゼンテーションにより行う。

ア 実施日時

令和2年2月27日（木）

なお、詳細な集合時間等については別途通知する。

イ 場所

東京都水道局研修・開発センター

なお、詳細な場所等については別途通知する。

ウ 企画案の説明

（ア）1者当たり15分程度とする（プレゼンテーション10分以内、質疑応答5分程度）。ただし、参加者多数の場合等事情に応じ1者当たりの時間を短縮することがある。その場合は、審査会実施日の前日までに通知する。

（イ）審査会への出席は、各者3名以内とする。

（ウ）説明に当たっては、提出した企画書を使用すること。

なお、持ち込みのPC等を審査会場のプロジェクタに接続し、パワーポイント

等を用い企画書を投影し説明することは可とする。

(2) 審査会を開催するには、委員長を含め過半数の委員又はその代理の者の出席を必要とする。

(3) 評価は、局内外から選任された委員が次の評価基準に基づいて行う。

ア 目的・内容の理解度

(ア) 研修の目的を正しく理解しているか。

(イ) 研修の内容を正しく理解し、カリキュラムに反映させているか。

イ テキスト・講義

(ア) 効果的な手法や技法が盛り込まれているか。

(イ) 受講者の気付きや、興味を引き出して研修効果を高めるような工夫がなされているか。

(ウ) 講義のバランスはどうか。時間配分及び内容に過不足はないか。

(エ) 受講者が講師をするに当たり活用できる実践的な内容であるか。

(オ) 研修効果を測定し、受講者へフィードバックできる仕組みはあるか。

ウ 講師

講師は受託後の研修実施において行うのと同種又は同類の十分な講師実績があるか。

エ その他

(ア) 見積額は妥当であるか。

(イ) 当局との適切な連絡体制が構築でき、受託後の研修実施に向け遅滞なく打合せ等を行うことができるか。

(ウ) 研修当日の実施体制は適切か。

9 予算額

4,350,000円(税込)を上限とする。

10 結果通知

「7(2) 評価基準」を基に審査委員が企画案について評価を行い、最も評価の高い企画案を特定する。特定した事業者及び非特定の応募者に対する結果通知は、それぞれ「企画提案等の評価結果通知書」を郵送することにより行う。

11 その他

(1) 企画提案等の内容に係る権利関係の一切の処理は、応募者の費用及び責任において行うこと。

(2) 提出物は、原則として返却しない。

(3) 応募に係る費用は全て応募者の負担とし、当局は一切費用を負担しない。

(4) 提出物の作成に当たっては、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）等に権利侵害等の問題が生じないように、応募者が適切な措置を講じること。応募者は、提出物の提出と同時に、提出物に係る著作権を東京都に譲渡するものとし、製作過程において生じる権利関係の処理は応募者の責任と経費において行うものとする。

また、応募者は、提出物に係る著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

(5) 本件は最も評価の高い企画提案の特定を目的としたものであり、当局は、当該企画提案の一部について修正して実施することができる。また、審査の結果、いずれの提案も採用しない場合がある。

(6) その他の項目については、別途仕様書（案）を参照すること。

【問合せ先】

東京都水道局研修・開発センター研修課

担 当 小野崎 坂内

電 話 03-5483-3508

ファクシミリ 03-5483-2639